介護保険制度等における住宅改修の取扱い

令和６年１０月

かほく市 健康福祉部 長寿介護課

目次

１　住宅改修費の支給要件 1

２　住宅改修費の支給申請及び添付書類についての留意事項 4

３　住宅改修費の算定上の留意事項 6

４　在宅支援型住宅リフォーム資金助成制度について 8

【参考１】住宅改修費の支給申請の手続き一覧表 9

【参考２】住宅改修費支給申請に必要な書類の記入例 10

【参考３】様式集（介護保険・自立支援型住宅リフォーム推進事業） 18

住宅改修

住宅改修費（及び介護予防住宅改修費）の支給申請は、事前申請と事後申請の２段階で行いますので、工事着工前に申請書及び理由書等必要な書類を長寿介護課に提出し、事前認定後に着工する必要がありますので、ご留意願います。

１ 住宅改修費の支給要件

居宅要介護（支援）被保険者が、手すりの取付けや段差の解消その他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったときに支給されるものです。

(1) 支給限度額等

① 住宅改修費は、被保険者が現に居住する住宅（住民登録住所）について行われたもので、かつ被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に支給します。借家の場合等、所有者が被保険者以外の場合は、建物所有者の承諾書が必要です。

② 住宅改修費の支給限度基準額は２０万円です。このうち、現に住宅改修に要した費用で介護保険の対象となる部分について９割、８割又は７割（領収日が属する利用者負担割合）に相当する額を保険給付します。支払いは、いったん費用の全額を被保険者側が負担し、後に９割、８割又は７割の払戻しを申請する償還払いの方法（後払い）と被保険者が１割、２割又は３割の自己負担額を支払い、改修事業者に９割、８割又は７割を支払う受領委任払（指定事業者のみ可）があります。

③ 住宅改修費は、対象とならない工事種類の場合には保険給付できません。また、保険対象となる工事費用の総額が支給限度基準額の２０万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。

④ 住宅改修費の支給は、原則として１人の被保険者につき１回限りです（支給限度基準額までの工事を数回に分けて利用することは可能です。）。ただし、要介護状態が著しく重くなった場合（３段階以上）や、転居して改修を行う場合には、改めて支給限度基準額までの給付を受けることができます。

* 支給限度額管理の例外について

最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、介護の必要度が著しく高くなった状態（介護の必要の程度が３段階以上上がった場合）で行った住宅改修については、例外的に、改めて２０万円まで支給可能（リセットは１回のみ）。

・要支援１［介護の必要の程度　第一段階］　⇒　要介護３［第四段階］以上

・要支援２または要介護１［第二段階］　　　⇒　要介護４［第五段階］以上

・要介護２［第三段階］　　　　　　　　　　⇒　要介護５［第六段階］

転居した場合は、転居後の住宅について、改めて２０万円まで支給可能。

 (2) 対象となる人及び留意点

① 要支援１・２又は要介護１～５の認定を受けた被保険者。ただし、認定を受けていても入院中の方や施設サービスを受けている人は対象になりません。

② 入院中・施設入所中の人が退院・退所を見込んで住宅改修する場合は、できるだけ退院日等が近づいてから行ってください。その場合、退院・退所するまでに工事が終わっていても、在宅生活をしていなければ完了届の受付・支給はできません。

③ 被保険者が死亡した場合、その時点までの完成分が対象となりますのでご留意ください。

(3)　対象となる住宅改修の種類（詳細項目3ページ）

① 手すりの取付け

② 段差の解消

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

④ 引き戸等への扉の取替え

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(4) 工事着工前に必要な書類について（留意点4ページ）

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前認定申請書

② 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成した住宅改修を必要と認める書類）

③ 見積書（工事費明細書や対象工事内容のわかるもの）※複数事業者へ見積もり依頼が必要

④ 図面（平面図、断面図等）

⑤ 改修前の写真（撮影日がわかるもの）

⑥ 借家等所有者が異なる場合は、建物所有者の承諾書

 (5) 工事完了後に必要な書類について（留意点5ページ）

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（着工前に提出した申請書と同じ印を押印）※償還払用・受領委任払用があります。

② 領収証　※原本を提出してください。なお、原本還付を希望する場合は、領収証に市受付印を押印し、コピーした後に返却します。

③ 改修後の写真（撮影日がわかるもの）

 (6) 申請の無効等

次の①～③のいずれかに該当するときには、住宅改修費の支給申請、支給決定又は給付費の支払いに際し、申請を無効とし、決定を取り消し、又は給付費の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

① 虚偽の申請その他の不正行為により、支給決定又は給付を受けたとき。

② 介護給付費により改修した居室等を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保等に供したとき。

③ その他、市長が不適当と認めるとき。

対象となる住宅改修の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 想定される内容例 |
| ① 手すりの取付け | * 廊下・便所・浴室・玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの
* 形状は二段式、縦付け、横付け等の適切なもの
 |
| ② 段差の解消 | * 居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床段差及び玄関から通路までの通路等の段差を解消するための改修で、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ、浅い浴槽への取替え等
* 昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く。
 |
| ③ 滑りの防止・移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更 | * 居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更
* 浴室：滑りにくい床材への変更
* 通路面：滑りにくい舗装材への変更
 |
| ④ 引き戸等への扉の取替え | * 扉全体の取替え(開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンに取替え)、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等
* 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は除く。
 |
| ⑤ 洋式便器等への便器の取替え | * 和式便器を洋式便器に取替える工事、既存の便器の位置や向きを変更する工事。なお、和式便器から暖房便座・洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式である場合のこれらの機能等の付加は含まない。
* さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器に取替える場合は、当該工事のうち水洗化の部分は対象外である。
 |
| ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修 | * 種類ごとに下記のような工事が対象
1. 手すりの取付けのための壁の下地補強
2. 浴室の床かさ上げの段差解消に伴う給排水設備工事や便所入口敷居撤去に伴う扉下部の継ぎ足し工事
3. 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
4. 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
5. 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更
 |

２ 住宅改修費の支給申請及び添付書類についての留意事項

(1) 工事着工前に必要な書類

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前認定申請書（記入例11ページ）

(ア)｢住宅改修の内容、箇所及び規模

改修を行った工事種別ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記入してください。

(イ)｢住宅改修に要する費用の見積額

見積書（工事費明細書）の合計金額を記入してください。

② 住宅改修が必要な理由書

(ア) 住宅改修が必要な理由書は、作業療法士、介護支援専門員、建築士、福祉住環境コーディネーター（２級以上）、地域包括支援センター職員が被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由等を記入してください。

(イ) ｢住宅改修が必要な理由書｣作成は、居宅介護支援事業の一環であるため費用を被保険者から徴収することはできません。また、介護支援専門員が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず、被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすることなどは認められません。

住宅改修が必要な理由書の留意事項について

１　身体上、家屋上の必要性と期待される効果

手すりがないことで、家屋上においてどのような問題が生じており、手すりがないから、具体的にどのような身体動作が現在行えていないのかを記入するとともに、手すりを取り付けたことで身体上においてどのような動作ができるようになり、生活の中のどのような行為が具体的に行えるようになるかを記入してください（手すり以外の改修についても同様）。

２　同一の改修箇所（便所、浴室、廊下等）に複数の手すりを取り付ける場合

それぞれの手すりがどのように必要なのかを記入してください。

３　動線上の必要性

階段に手すりを取り付ける場合に、上階へ行く理由が必要です。また、身体状況によっては居住空間を変えるなどの検討を行った結果も踏まえて記入してください。

３　改修箇所に既存手すりがある場合

既存手すりが設置されている改修範囲内に手すりを追加する場合、なぜ当該改修が必要なのかを記入してください。

③ 工事見積書　※記入例及び留意点12ページ

(ア) 工事費明細書は、工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施行費、諸経費 等を適切に区分してください。

(イ) 種類告示の第１号から第６号までに掲げる住宅改修に要する費用（3ページ参照）として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事見積書（工事費内訳書）において算出方法を明示してください。

※ 見積書の書式は別に示す見積書の様式に準拠したものとし、上記(ア)及び(イ)について明示してください。

※ 担当する介護支援専門員又は高齢者支援センター職員は、利用者に対して、複数の事業者から住宅改修の工事見積りを取るよう説明する必要があります。

④ 図面（平面図・断面図等）※留意点12ページ

(ア) 改修前・改修後の両方の図面を提出してください。なお、一枚の図面で改修前と・改修後の状況が分かる場合は、一枚でもかまいません。

(イ) 改修箇所のみの図面ではなく、排泄、入浴、外出等の生活動線確認のため、家全体の図面が必要になります（１階のみの改修で、階段や２階の改修がなければ２階は不要）。

⑤ 住宅改修工事写真　※留意点13ページ

(ア) 便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前の写真とし、撮影日がわかるものとします。

⑥ 住宅の所有者の承諾書

(ア) 住宅改修を行う被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、例え家族の名義であっても承諾書が必要です（本人を含む共有の場合は持分記載のうえ提出してください。）。

(イ) 賃貸住宅の場合は、「住宅改修の承諾についてのお願い」により承諾を受けてください。

(2) 工事完了後に必要な書類

① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

　※償還払用又は受領委任払用（記入例14～15ページ）

(ア) 工事改修費用、工事着工日、工事完了日を記入してください。

② 領収証（記入例13ページ）

(ア) 領収証 ※原本を提出してください。なお、原本還付を希望する場合は、領収証に市受付印を押印し、コピーした後に返却します。

(イ) 受領委任払の場合は、給付対象額に１割、２割又は３割（領収日が属する利用者負担割合）を乗じた額が領収金額になります。なお、利用者負担額に１円未満の端数がある場合は、円未満を切り上げます。

（例）改修費用の額が 155,555円の場合（１割負担者）

利用者負担額＝155,555×0.1＝15,555.5円≒15,556円（１円未満の端数切り上げ）

(ウ) 支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に１割、２割又は３割を乗じた額と支給限度額を超える額の合計になります。

（例）155,555円分の住宅改修を行ったが、今回70,000円の住宅改修を行った場合（１割負担者）

（支給限度基準額内の改修費用の額）＝200,000円－155,555円＝44,445円･･･支給限度額（支給対象となる額）

（支給限度額を超える改修費用の額）＝70,000円－44,445円＝25,555円･･･支給限度額を超える額（支給対象とならない額）

利用者負担額＝44,445×0.1＋25,555円＝4,444.5円＋25,555円＝29,999.5≒30,000円（１円未満の端数切り上げ）

③ 住宅改修の完了後の写真（留意点13ページ）

(ア) 便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修後の写真とし、撮影日がわかるものとします。

(イ) 申請時の写真と対比を行いますので、比較できるよう同アングルで撮影してください。

④ 受領委任払の場合は、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費請求書（受領委任払用）に請求日以外の必要事項を記入のうえ、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書提出時に提出してください（記入例16ページ）。

(3) 支給申請の留意事項

(ア) 事前申請制度では、被保険者は住宅改修を行おうとする前に、申請書に必要書類（上記(1)の書類）を添付し、長寿介護課に提出していただく事になりますが、長寿介護課は、これらの提出された書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、申請者に対して、その確認結果をお伝えします。

* すでに着工又は完了している工事等は支給対象となりません。
* 事前認定後の工事内容の変更は、原則として認められませんのでご注意ください。

(イ) 利用者は、確認結果の通知があった後に着工し、完了後に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書ほか領収証等費用発生の事実がわかるもの（上記(2)の書類）を長寿介護課に提出することにより正式な申請が行われることになります。

(ウ) 市は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給するものとし、その結果は介護保険（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書により通知します。

３ 住宅改修費の算定上の留意事項

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象となりません。

(2) 新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので、住宅改修費の支給対象となりません。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ手すりの取り付け、洋式便器等への便器の取替えにかかる費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。

(4) 被保険者自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族などにより住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。この場合、領収証及びこれに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を販売した者が作成してください。図面については、本人又は家族等が作成してください。

なお、この場合であっても、材料購入前に申請書、住宅改修が必要な理由書、見積書、図面、写真等を添えて市の確認を受け、完了後に申請書、領収証、写真等が必要です。

(5) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は 被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、一つの住宅について同時に複数の被保険者にかかる住宅改修が行われた場合は、住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。例えば被保険者が２人いる場合において、各自の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室にかかる住宅改修費の支給申請を行うことは可能ですが、共用の居室について床材の変更を行なったときは、いずれか一方のみが、支給申請を行なうことになります。

４　在宅支援型住宅リフォーム資金助成制度について

この制度は、介護を要する高齢者等及び身体に障害のある方が自宅において安全で快適な生活を営むことができるよう、生活の自立を支援するため、住宅を改造（リフォーム）する経費に対して助成を行うものです。

**(1) 対象**

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯（ただし、住民税課税世帯を除く。）

① 介護保険制度で要介護認定又は要支援認定を受けた高齢者等のいる世帯

② 身体の障害のある者であって身体障害者手帳２級以上の交付を受けた者（ただし、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）については、３級以上の者）のいる世帯

③ 生活保護法に規定する介護扶助の対象者のいる世帯

④ 知的障害のある者であって療育手帳Ａの交付を受けた者のいる世帯

⑤ 精神障害のある者であって精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けた者のいる世帯

**(2) 対象となる工事**

介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費支給制度における対象工事

①手すりの取付け　②段差の解消　③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更　④引き戸等への扉の取替え　⑤洋式便器等への便器の取替え　⑥その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※既存の住宅を改造する場合であり、助成は原則１家屋につき１度に限ります。

**(3) 助成率及び助成限度額**

助成額 ＝［対象経費×助成率］（助成限度額内） ― 他の制度による助成額

・例1　区分②要介護者の場合：［１２０万円×９割］（１００万円）－ １８万円＝８２万円

・例2　区分②要介護者の場合：［１００万円×９割］（９０万円）－１８万円＝７２万円

・例3　区分②要介護者の場合：［８０万円×９割］（７２万円）－ １８万円＝５４万円

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助基準額 |
| 対象経費の助成率 | 助成限度額 |
| 1. 生活保護法による被保護世帯
 | １０割 | １００万円 |
| 1. 住民税非課税世帯
 | ９割 | １００万円 |
| 1. 住民税均等割のみ課税世帯
 | ７割 | ５０万円 |

【参考１】

住宅改修費の支給申請の手続き一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容・必要書類等 | 在宅支援型の追加書類等 |
| １ 事前相談 | ・要介護被保険者が住宅改修をしようとするときは、事前に居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談するとともに、住宅改修が必要な理由書の作成を依頼します。 | 事前相談を行う前に在宅支援型住宅リフォームの対象世帯かどうかを市職員が確認する必要があることから、市に収入・課税額調査に関する承諾書を提出し、確認を行います。 |
| ２ 見積書の作成依頼 | ・理由書の交付等を受けた後、被保険者等は複数の事業者から見積を徴集のうえ、工事業者を選定し、工事見積書・図面の作成を依頼します。 |
| ３ 申請 | ・市に介護保険住宅改修費支給申請をします。 |
| 必要な書類 | ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前認定申請書・ 住宅改修が必要な理由書・ 工事見積書(工事費明細書)※様式参照・ 図面（平面図・断面図等）・ 改修前の写真（日付入り）・ 借家等所有者が異なる場合は承諾書 | ・在宅支援型住宅リフォーム推進事業に係る助成認定申請書・介護保険被保険者証等の写し |
| ４ 確認 | ・市にて受給資格の有無、給付対象工事かどうかの確認を行い、申請者に文書で通知します。 |
| ５ 工事施工 | ・市から文書による連絡を受けた後、着工します。 |
| ６ 完了後 | ・工事完了後、市に次の書類を提出します。 |
| 必要な書類 | ・介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書又は介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書（受領委任払用）・領収証（原本）※原本還付を希望する場合は、領収証に市受付印を押印し、コピーした後に返却します。・改修後の写真（日付入り）・住宅改修アンケート・受領委任払の場合は、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費請求書（受領委任払用） | ・工事完了届・工事経費内訳書兼確認書・在宅支援型住宅リフォーム推進事業助成金請求書、（必要に応じて委任状））又は（在宅支援型住宅リフォーム推進事業費助成金請求・受領委任状、かほく市在宅支援型住宅リフォーム推進事業助成金請求書（受領委任払用） |
| ７ 審査及び完了検査 | ・市が事前申請と対比するなどの書面審査を行います（現地調査を行う場合あり）。 | ・市が書面審査及び現地調査を行います。 |
| ８ 決定通知書の送付 | ・市が申請書受理の翌月以降に支給(不支給)決定通知書を申請者に介護保険償還払支給決定通知書（受領委任）を該当する事業所に送付します。 | ・市が受給額の確定通知書を申請者に送付します。 |
| ９ 支払 | ・決定通知書送付月の２５日（休日の場合は翌営業日）に支払います。 | ・確定通知書送付後、３０日以内に支払います。 |

【参考２】

住宅改修費支給申請に必要な書類の記入例

１　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前認定申請書 11

２　工事明細書 12

３　工事明細書 13

４　住宅改修工事写真について 14

５　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払用） 15

６　介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書（受領委任払用） 16

７　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費請求書（受領委任払用） 17

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前認定申請書

介護保険証・負担割合証から転記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 | かほく　太郎 | 被保険者番号 |
| ００００１２３４５６ |
| 生年月日 | 明治･大正･昭和○○年○○月○○日 | 性　別 | 男・女 |
| 住　　所(改修を行う住宅の所在地) | 〒９２９－１１９５かほく市宇野気ニ８１番地℡○○○（○○○）○○○○ | 負担割合 |
| １・２・３割 |
| 要介護度 | 申請中　要支援 １・２要介護 １・２・３・４・５入院・入所されている場合は、名称・退院(所)予定日を記載 | 認定有効期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 退院(所)予定日等※入院(所)中の場合記入 | 平成○○年１１月３０日 | 病院・施設等名称 | かほく市民病院 |
| 住宅の所有者 | [ ] 本人[x] 本人以外　(氏名：　かほく　一郎　　　　)関係　[x]  家族　[ ] その他（　　　　　　　) | 改修履歴 | 有・無 |
| 改修の内容（施工場所） | [x] 手すりの取付け[x] 段差の解消[ ] 床材の変更[ ] 扉の取替え[ ] 便器の取替え | (　便所、浴室、玄関　　　　　　　　　　　)介護保険制度の住宅改修の有無を選択(　玄関　　　　　　　　　　　　　　　　)(　　　　　　　　　　　　　　　　　)申請日より１週間程度の間隔を開けてください。(　　　　　　　　　　　　　　　　　) (　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 改修費用 | 工事費明細書と同一金額１32，840円 | 着工予定日 | 平成○○年１１月２０日 |
| 改修事業者 | 名称 | ㈲かほく工務店 |
| 住所 | かほく市森ル１０番地１ |
| かほく市長　　殿上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の事前認定を申請します。提出する日必ず被保険者の氏名となります。平成○○年１１月１１日申請者　　　　かほく　太郎　　㊞ |

（添付書類）

１　介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記入した書類

２　工事費内訳書（施工箇所別に内訳がわかるもの）

３　改修後の状態が確認できるもの（家屋全体の平面図、段差解消の断面図等）

４　改修前の写真（撮影日がわかるもの）

５　所有者の承諾書（住宅の所有者が当該被保険者である場合は不用）

住宅改修の承諾書

平成○○年１１月１１日

（住宅所有者）

住　所　かほく市宇野気ニ８１番地

氏　名　かほく　一郎　　　　　　　㊞

　私は、下記表示の住宅に　（申請者）　　 　かほく　太郎　　　　　　が、別紙「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前認定申請書」のとおり住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅所在地 | 　　かほく市宇野気ニ８１番地 |

【住宅の所有者の死亡しており、相続登記が困難な場合】

（住宅所有者）の右に代表者像族人と記入し、その方の住所氏名を記入押印してください。

そのうえで、住宅所在地欄の下の余白に下記のような文言を記載してください。

上記表示の住宅の所有者「〇〇　〇〇」は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡しているため、私が相続人の代表となり、この届出について他の相続人から異議ありましても相続人の間で解決いたします。

|  |
| --- |
| 工事明細書の記入に関する留意点について1. 改修箇所ごと、改修の種類ごと、部材ごとに区分し、それぞれ材料費、工事費を記載してください。
2. 材工一式としないこと。例えば手すり工事一式○円とか、床上げ工事一式○円のような表記では、当該見積が適正かどうかを判断できません。
3. 給付対象外の工事があれば、その旨を記入して案分等の方法により区分してください。特にシステムバスの場合は、必ずメーカーが作成した振り分け表を添付のうえ、対象分が明確になるようにしてください。
4. 手すりの材料は１本を切断して数箇所に使用することがありますが、その場合は、使用箇所ごとに単価×延長＝材料費となるよう記載してください。
5. 付帯工事の場合は、補強板の寸法や配管の延長等を記載してください。
 |



長さ、太さ、設置高、メーカー名、型番等を記載

押印された原本

施工図面に関する留意点について

1. 手すりの取付けについては、直径、材質、長さ（L型党の場合は、それぞれの長さ）、床面等からの高さを記載してください。
2. 段差の解消については、改修前後の平面図に加えて現状の断面及び改修後の寸法入りの断面図が必要になります。改修後の図面については、段差の解消方法を寸法入りで図示するとともに、その名称（敷居撤去等）やスロープ設置の場合の固定方法を記載してください。
3. 床材の変更については、改修前後の床材名、改修範囲及びその面積を記載してください。
4. 扉の取替えについては、改修前後の扉の種別を図示してください。
5. 便器の取替えについては、改修前後の便器の種別及び改修後の洋式便器の座面までの高さ等のサイズを記載してください。
6. ２回目以降の工事の申請の場合、これまでに介護保険の対象となった手すりや段差解消工事等についても、わかる範囲で図示してください。

番号は図面・写真と同一

改修箇所・種類ごとに区分

必ず申請者の氏名となります。

申請日以前の日

【工事明細書（標準様式）の記入例】

【住宅改修工事写真について】※必ず台帳等に貼付してください。

1. 工事着工前
2. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前認定申請書に添付する改修前の写真は、手すりの取り付け、段差の解消等の工事箇所毎の現況写真とし、撮影日付が分かるもの（カメラの日付機能又は黒板等で表示）とします。
3. 段差の解消においては、スケールを当て、現状が分かるようにしてください。
4. 写真の余白には、見積書と同一の№、改修場所、改修内容を簡潔に記入してください。
5. やむを得ず下駄箱等の家具に手すりを取り付ける場合は、当該家具が壁等に固定されている状況を撮影してください。
6. 工事完了後
7. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書又は介護保険居宅介護住宅改修費等支給申請書に添付する改修後の写真は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前認定申請書に添付した現況写真と比較できるように、同一アングル（改修した手すりや扉等は、全て撮影範囲に入れてください。）で撮影したものとし、撮影日付がわかるもの（カメラの日付機能又は黒板等で表示）とします。
8. 段差の解消においては、スケールを当て、改善状況が分かるようにしてください。
9. 上がり框やスロープの取り付けについては、固定されている状況写真も撮影してください。
10. 写真の余白には、見積書と同一の№、改修場所、改修内容を簡潔に記入してください。

①償還払いの場合は、見積書と同一金額となります。

②受領委任払の場合は、１割、２割又は３割負担額（円未満切り上げ）＋対象外工事費となります。

この場合の但し書きは、○○○費自己負担分（○割）となります。

【領収証の記入例】

|  |
| --- |
| 領収証必ず申請者の氏名となります。かほく　太郎　様領収金額　１32，840 円但し、○○○○○○○○○工事代金として上記金額正に領収いたしました。平成○○年１１月２８日かほく市宇野気ニ８１番地㈲かほく工務店代表取締役　かほく　花子　㊞ |

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書（償還払用）

介護保険証・負担割合証から転記

入院・入所されている場合は、退院・退所以降に申請してください。

償還払いの場合の様式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 | かほく　太郎 | 被保険者番号 |
| ００００１２３４５６ |
| 生年月日 | 明治･大正･昭和○○年○○月○○日 | 性　別 | 男・女 |
| 住所(改修を行った住宅の所在地) | 〒９２９－１１９５かほく市宇野気ニ８１番地℡○○○（○○○）○○○○ | 負担割合 |
| １・２・３割 |
| 要介護度(着工日現在のもの | 要支援 １・２要介護 １・２・３・４・５ | 認定有効期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 事前認定年月日事前認定書の日付 | 平成○○年１１月１７日 | 完成年月日 | 平成○○年１１月２２日 |
| 着工年月日 | 平成○○年１１月２０日 | 領収日 | 平成○○年１１月２８日 |
| 改修費用 | １３２，840円 | 支給金額 | １１９，５５６円 |
| かほく市長　　殿認定申請及び領収証と同一金額事前認定書の支給予定額上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。平成○○年１２月　１日事前申請時と同一印申請者　　　　　かほく　太郎　　　㊞提出する日 |

（添付書類）

１　領収証　（　[ ] 　原本還付を希望する場合は、チェックしてください。）

２　工事後の写真（事前認定申請時に添付した現況写真と比較でき撮影日がわかるもの）

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座振替依頼欄 | かほく | 銀行金庫・組合農協・漁協 | かほく | 本店・支店本所・支所出張所 | 預金種類 |
| 普通・当座 |
| 口座番号 | １２３４５６７ | フリガナ | カホク　イチロウ |
| 口座名義人 | かほく　一郎 |

※支給対象者本人の口座と異なるときは、次の委任状を記入してください。

|  |
| --- |
| **委　任　状**私は、次の者を代理人と定め、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する権限を委任します。申請者(支給対象者本人)　 かほく　太郎　㊞　申請者以外の方の口座に振り込む場合は必ず記載 |
| 代理人 | 氏名 | かほく　一郎上記と同一印 |
| 住所 | 〒929-1195かほく市宇野気ニ８１番地℡○○○（○○○）○○○○　　　　 |

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

入院・入所されている場合は、退院・退所以降に申請してください。

事前認定書の日付

受領委任払の場合の様式

介護保険証・負担割合証から転記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 | かほく　太郎 | 被保険者番号 |
| ００００１２３４５６ |
| 生年月日 |  明治･大正･昭和○○年○○月○○日 | 性　別 | 男・女 |
| 住所(改修を行った住宅の所在地) | 〒９２９－１１９５かほく市宇野気ニ８１番地℡○○○（○○○）○○○○ | 負担割合 |
| １・２・３割 |
| 要介護度(着工日現在のもの | 要支援 １・２要介護 １・２・３・４・５ | 認定有効期間 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 事前認定年月日 | 平成○○年１１月１７日 | 完成年月日 | 平成○○年１１月２２日 |
| 着工年月日 | 平成○○年１１月２０日 | 領収日 | 平成○○年１１月２８日 |
| 改修費用 | １３２，840円 | 支給金額 | １１９，５５６円 |
| かほく市長　　殿認定申請及び領収証と同一金額事前認定書の支給予定額上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。平成○○年１２月　１日事前申請時と同一印申請者　　　　　かほく　太郎　　　㊞提出する日 |

（添付書類）

１　領収証　（　[ ] 　原本還付を希望する場合は、チェックしてください。）

２　工事後の写真（事前認定申請時に添付した現況写真と比較でき撮影日がわかるもの）

**同　意　書**

|  |
| --- |
| 　上記申請に基づく住宅改修を完了したときは、上記申請者が居宅介護(介護予防)住宅改修費の請求及び受領に関する権限を委任することに同意します。平成○○年１２月　１日 |
| 登録改修事業者名 | 事業者名 | ㈲かほく工務店必ず記入 |
| 事業者登録番号 | １―２３４ |
| 代表者名 | 代表取締役　かほく　花子県バリアフリー住宅改修事業者登録番号 |
| 所在地 | 〒９２９－１１９５　　　　かほく市森ル１０番地１　　　　　　　　　　　　　　　℡０７６（２８３）７１２２ |

**介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費請求書**

請求書は、あらかじめ支給申請書と併せて提出してください。

**（受領委任払用）**

平成　　年　　月　　日

かほく市長　　殿

日付は空欄としてください。

〔請　求　者〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録改修事業者名 | 事業者名 | ㈲かほく工務店 |
| 事業者登録番号 | １―２３４県バリアフリー住宅改修事業者登録番号 |
| 代表者名 | 代表取締役　かほく　花子　㊞ |
| 所在地 | 〒９２９－１１９５　　　　かほく市森ル１０番地１　　　　　　　　　　　　　　　℡０７６（２８３）７１２２　　 |

給付対象費×９割、８割又は７割（円未満切捨て）

※例は×９割

介護保険住宅改修費として、次の通り請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求額 | 　１１９，５５６ 円 |

【介護保険住宅改修対象者】

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | かほく市　宇野気ニ８１番地 |
| 氏名 | かほく　太郎 |

請求額の振込先口座

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| かほく | 銀行金庫・組合農協・漁協 | かほく | 本店・支店本所・支所出張所 | 預金種類 |
| 普通・当座 |
| 口座番号 | ７６５４３２１ | フリガナ | (ﾕｳ）カホクコウムテン |
| 口座名義人 | ㈲かほく工務店 |